

はじめに

新聞やテレビ、あるいはネット上で犯罪に関する報道がない日はありません。また、サスペンス・ドラマや警察の活動取材したドキュメンタリー番組などを観ている方も多いと思います。そんな時、「刑事手続について学んでみたい!」と思ったにもかかわらず、いざ大学において刑事訴訟法の講義を履修してみると、「とにかくとっつきにくく、理解するのに苦戦した」という話を聞くことがあります。

振り返ってみると、じつは私たちが学生時代に刑事訴訟法を履修した際には、みなさんと同様のことを感じていました。おそらくそれは、学生の眼には刑事訴訟法が無味乾燥な法律と規則の団塊に映ったからだだと思います。しかし、その後も学び続け、少しずつではありますが講義の内容を理解できるようになると、刑事訴訟法という法律はたんなる専門的・技術的な規定の塊ではなく、またその背後にある理念や精神は、ほかのどの分野よりも「人間味のある学問領域」であり、これほど奥が深く、おもしろい学問はないということが私たちにもわかってきました。つまり、山登りにたとえるのであれば、山頂にたどり着くまでは非常に大変であるけれども、苦勞を越えて高い尾根にまで到着すれば、今までに見たことのない景色を眺めることができ、同時にさらに難易度の高い頂をめざそうという気持ちになれるのです。しかし、未踏峰に挑むことに躊躇があるのは当たり前です。それが険しい山であれば、なおさらのことです。でも、1人でも多くの方に私たちが感じた感動を体験してもらいたいです。そのため、道に迷うことなく山頂をめざすためのマップが必要なのではないでしょうか。これが、私たちが本書を作成しようとしたきっかけです。そのため、本書の主たる読者対象として想定しているのは、刑事訴訟法を初めて学ぶ法学部生であり、初学者でも理解できるように、基礎的な事項を丁寧に説明することを心がけたため、タイトルは『刑事訴訟法教室』としました。「基礎的な事項を丁寧に説明する」と記すと、「レヴェルを下げた」と誤解されがちですが、決

してそのようなことはなく、わかりやすさに徹底的にこだわった教科書をめざすということを意味します。そのため、法科大学院への進学を希望する学部生、法科大学院生、あるいは予備試験等の受験生が復習を兼ねて本書を使用することも十分可能な内容となっています。

本書は、このような思いを基礎に「刑事訴訟法学」にまずは関心をもっていただき、読み終えたときには刑事訴訟法の全体像をしっかりと把握できるよう様々な工夫をしています。第1に刑事手続の流れ図を示しました。法律を解釈するとは、個々の条文を解釈することを意味しますが、断片的にこれを理解することは決して望ましくはありません。とくに刑事手続における議論は、実際に発生している事件を対象としていますので、個々の問題につき理解を深めることは必要ですが、同時につねに刑事手続全体のなかで、いまどの段階の点について議論しているのかを理解できれば、よりトータルなかたちでの理解につながります。第2にこの点をよりイメージできるように、仮想事件を設定しました。ストーリー中にキーワードと該当ページを示すことにより、本文とクロスレファレンスさせながら本書を読み進めることが可能になっています。刑事手続の流れに沿って本書を読み進めることも可能ですし、論点ごとに読むことも可能になっています。このストーリーは、岩下雅充准教授が作成いたしました。第3に刑事訴訟法を学ぶうえで判例の考え方を正確に理解することは不可欠ですので、できる限り多くの判例を盛り込みました。また、『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕〕掲載の判例につきましては、本文中に〔百選〇〇〕と引用してありますので、是非、こちらをあわせて読んでほしいと思います。第4に理解が難しい個所に関しましては、できる限り図表を挿入し、理解の手助けになるように心がけてあります。第5に刑事手続を学ぶうえで必要な書式（各種令状、起訴状等）を収録しました。本文と照らし合わせながら、イメージを膨らませてください。なお、書式に関しましては、前田稔教授（鹿児島大学大学院司法政策研究科・弁護士）に作成をお願いいたしました。心よりお礼申し上げます。第6にみなさんが刑事訴訟法の学習をさらにステップ・アップできるように「参考文献リスト」を付けました。各章で学んだ内容をより深く探求したい方は、ぜひ「参考文献リスト」も活用してください。

もちろん、本書（マップ）だけでも山を登ることは可能ですが、より

確実に登頂するためには、やはりシェルパ（sherpa：登山案内人）が必要だと思います。このシェルパの役割を果たすのが、私たち教員です。ぜひ、みなさんも講義に出席するように心がけてください。私たちも、「有能なシェルパ」となれるよう研鑽を積みますので、ともに成長していきましょう。また、講義への出席とあわせて、可能であれば刑事裁判傍聴も、ぜひ行ってください。本書および講義で理論を学び、実際に実務の空気を肌で感じることで、より刑事手続のしくみが理解できるようになると思います。

なお、本書の執筆にあたりましては、多くの先達の文献を利用・参照させていただきましたが、紙幅の都合上、出典を省略した箇所も多くございます。本来であれば、その都度、出典を明示しなければならないのですが、諸先達の寛容を願う次第であります。

本書の執筆者は、ほぼ同時期より刑事訴訟法を学び始めましたが、すべて出身大学や指導教員が異なっております。刑事訴訟法学においては、学説の対立が他の学問領域に比べ激しいことから、各論点に対する執筆者の見解は必ずしも一致しているわけではありません。しかし、本書については、たんに分担箇所を執筆したものを寄せ集めたものではなく、教育上の見地から「みなさんに何を学んでもらいたいか」、つまり「徹底的に理解しやすい教科書であること」にこだわりたいとの思いで、企画段階から発刊に至るまで、編集方針、記述内容・範囲・方法等をめぐり、とくに編者を立てることなく、「仲間」として忌憚のない意見交換を行い、整合性をくり返し図りながら作成しました。学閥・学派の垣根を越え、同一の目標に向かって意見交換ができたことは、私たちにとても非常に有益な経験でありましたし、またその成果が本書にあらわれているのではないかと思います。なお、以上のことから、必ずしも担当箇所の記載内容が執筆者の私見と一致しているわけではないことをご了承ください。

私たちは、様々な環境で研究をスタートし、刑事訴訟法を教える立場になってほぼ10年が経過いたしました。私たちが専任教員として教育に携わらせていただく機会を与えられた頃から、これまで以上に研究者としてだけでなく、教育の担い手としての役割が強調されるようになってまいりました。気持ちの面では「永遠の若手研究者」ではありますが、学界においても、大学においてもそろそろ中堅研究者としての入口を迎える時期になってまいりましたので、

まだまだ未熟ではありますが、これまでのわずかながらの経験をふまえ、みなさんにとってより使い勝手の良い教科書を作成することも私たち世代の役割なのではないか、そのような思いを一書にまとめたものが、まさに『刑事訴訟法教室』です。しかし、本来、各執筆者の異なった見解を平準化し一冊の教科書を作成することは決して容易なことではありません。今後も引き続き意見交換を行い、さらに統一を図っていきたく思っております。また、公刊後も、みなさんの有益な助言や批判を賜りながら、本書をより良いものに発展させていければとも考えておりますので、忌憚のないコメントをいただければと願っております。

* * *

なお、各章の扉にその章がイメージできるよう挿絵が入っていますが、大野の幼馴染で日本画家の坂井鉄男氏（白士会会員）にお願いしました。本来のタッチとはまったく異なる依頼であったにもかかわらず、快く引き受けていただいたことに感謝いたします。

最後に、本書の公刊にあたっては、法律文化社編集部長の小西英央氏と編集者の掛川直之氏には本当にお世話になりました。小西氏の企画および掛川氏の適切なアドバイスがなければ、本書が公刊されることはなかったと思います。とくに掛川氏には、私たちのわがままなリクエストを実現させていただきだけでなく、読者の目線で幾多の有益な助言をしてくださるとともに、遅々として進まない執筆状態をさりげない厳しさで督励をいただきました。本書の上記目標が多少なりとも実現されているとすれば、それは偏に掛川氏のご尽力の賜物であります。心よりお礼申し上げます。

2013年5月

執筆者を代表して

大野 正博